(近代消防2000年7月臨時増刊号)

はじめに

と話があった。事故について書いてもらえないか」、「静岡駅前ゴールデン街」のガス爆発防活動」という特集を組むに当たって本誌編集部から、「「特殊災害と消本は編集部から、「「特殊災害と消

街のあまりの惨状に愕然としたことを55年4月に建設省の建築物防災対策室のガス爆発事故であった。第一報が入て経験した大事故が8月に発生したこのガス爆発事故であった。第一報が入のガス爆発でメチャメチャになって、初めから自治省消防庁の予防救急課(今のから自治省消防庁の予防救急課(今のから自治省消防庁の予防救急課(今の私ごとになって恐縮だが、私が昭和私ごとになって恐縮だが、私が昭和

ため、 3 人 ばそれなりの効果があるものだ、とい 当時の6分の1(消費世帯当たりでは 現在ではガス爆発・火災事故の件数は 制強化に文字どおり夜を徹して奔走す ち消防職団員5人)、重軽傷者は22 安全対策というものは、きちんと行え 8分の1)に激減している(図1)。 ることになった。その効果もあって、 発対策、 た私も、その後1年以上の間、 出すことを決め、新任の課長補佐だっ いたガス爆発事故対策に消防庁も乗り まで通商産業省が主体となって行って このガス爆発による死者は15人(う (うち消防職団員30名)に上った 事態を重視した消防庁は、それ 準地下街の安全対策などの規 ガス爆

有は15人(う でもあった。 うことを身をもって教えてくれた事故

覚えている。

と記憶している。 等の災害を経験した。その際に安全対 の惨状の印象を上回るものはなかった 見るまでは、初めて見たゴールデン街 の瓦礫の山(というより瓦礫の海)を 際緊急援助隊の責任者としてイラン地 も調査に行ったが、平成2年6月に国 策の強化などに携わり、随分と現場に 年6月 死者17人) などの様々な火災 老人ホーム「松寿園」の火災(昭和62 数々の旅館・ホテルの火災、特別養護 和55年11月 り、「川治プリンスホテル」の火災 私はその後消防庁に留まることとな (死者8万人超)に派遣されて一面 死者45人)を初めとする (昭

る。

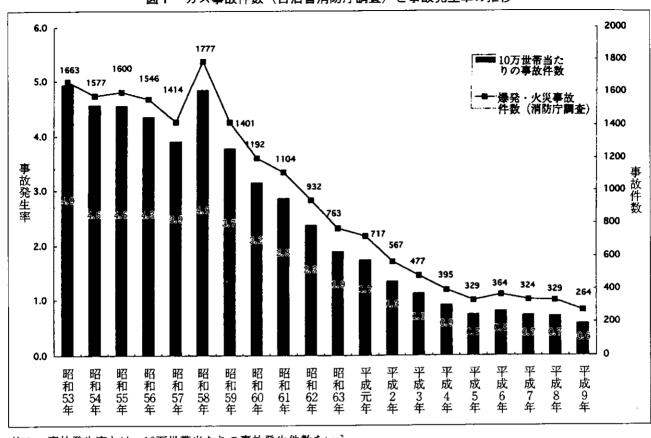
がある。



ゴールデン街ガス爆発事故における消防活動

ので、 消防人の方々の参考になれば幸いであ 受けすることとした。私の経験が若い とでよければ」、ということでお引き の変遷及びその効果などを整理するこ を中心に、戦後のガス事故とその対策 静岡県の防災局の勤務となっている。 に、今回本誌編集部からお話があった 興ぶりを確認したりもした。そんな折 あのゴールデン街にも行ってみて、復 事故を厳粛に受け止めることとなった。 関係者の身近に勤務して、 ったり大けがをしたりされた方やその ゴールデン街のガス爆発事故で亡くな 偶然にも、 「ゴールデン街のガス爆発事故 私は今年4月から、その 改めてあの

ガス事故件数(自治省消防庁調査)と事故発生率の推移 図 1



事故発生率とは、10万世帯当たりの事故発生件数をいう。 注1

ガス事故件数は、都市ガス又は液化石油ガスが着火物となって生じた爆発・火災件数。 注2

地全域に轟き、黒煙が上空50mにまで

ガス

爆発

1

静岡

(1)

事故の概要

た時、 に地下街の安全対策などを説明してい うど新任の山越予防救急課長 80年) 8月16日のことだった。ちょ 入った。 詳細がわからないか?」と緊急電話が の地下街で爆発事故が起きたらしいが 事故が発生したのは昭和55年(19 建設省の建築指導課から (当時) 「静岡

だ。

ルの窓ガラスが割れて一面に降り注 延焼した。また、爆風により付近のビ

ちゃめちゃに破壊された商店街や負傷 速現地に飛ぶことになった。 郎丸専門官の指示で、担当者として早 者の様子などを映している。当時の次 被害が出ている模様で、テレビではめ 確認すると、殉職者も出るなど大変な あわてて静岡県や静岡市消防本部に

あり、 時56分頃、 動して人命検索などに当たっていた9 ような形態をなしているものであった。 小規模なガス爆発があり、消防隊が出 分で午前9時30分頃に1回目の比較的 下道に面していて、あたかも地下街の このゴールデン街の地下の飲食店部 ゴールデン街は静岡駅前の繁華街に 複数のビルの地階が連続的に地 2回目のガス爆発事故が発

と同時に大音響が約5キロ四方の市街 2回目の爆発は非常に大きく、爆発

.駅前ゴールデン街 故 地下施設は爆風で破壊されるとともに 達したということである。 上のアーケード街から付近のビルにも 通じて地上階に延焼するとともに、地 一面火の海になり、ビルの竪穴部分を 爆発直

会社職員、報道関係者などを合わせる 名、中・軽傷者は26名に及んだ。 消防隊員のうち4人が死亡し、 にも上っている。 と、地下にいて死傷した人は合計43人 このため、 地下施設に進入していた 重傷2 ガス

買い物客などを中心に重軽傷者は18 が亡くなり、 防団員の殉職者1名を含めて11人の方 破炎上するなどの大惨事になった。 損壊78棟、 棟が全焼し、全壊及び半壊53棟、一 4人に上ったほか、建物については1 また、地上部分の被害も大きく、 事故の提示した問題点とその後の 出場中の消防車両2両が大 消防職団員、周辺住民、 消 部

①爆発の原因は何 対応

因果関係は早い段階から比較的はっき 壊されて大量のガスが漏れ、 度目の爆発により都市ガスの配管が破 2度起きている。2度目の爆発は、1 に何らかの火源から着火したもので、 していた。 前述のように、この事故では爆発が そのガス

ところが、 1度目の爆発については

(近代消防2000年7月臨時増刊号)

た。 槽に長い間に溜まった有機物が分解し とする「都市ガス説」と、地下の湧水 かの原因で漏れて第1次爆発に至った たのである。 では、早急に具体的な安全対策を打ち か裁判等で決着するのを待っていたの 全く異なる説があり、 たとする てメタンガスが発生し、それが爆発し 消防庁では、 大きく分ければ、 「地下メタン説」の、 事実関係の特定は難しかっ いずれの説が正しいの 都市ガスが何ら それらが対立し 200

出すことが出来ないため、都市ガス等 地下から自然発生するメタンガスが地 の漏洩に対する対策を検討する一方、 下室等に溜まって爆発した例が他にも 有機物が分解してできたメタンガスや

したものである。

際して、 報設備」 とが出来るように検討を行った。 うなおそれのある場所にはガス漏れ 対する警報設備の設置を義務づけるこ れているのは、その辺りの事情を反映 規則第24条の2の2第1項) 防署長が指定するもの」 するおそれがあるとして消防長又は消 の」と併せて「可燃性ガスが自然発生 地下街等に対する「ガス漏れ火災警 つかあることなどを踏まえ、 の設置の義務づけ 「燃料用ガスが使用されるも (消防法施行 (後述) に が定めら そのよ

相手取り損害賠償を求めて提訴したが を主張する被災者の会がガス事業者を か、という点については、都市ガス説 なお、この2説のいずれが正しい 0



第1回目の爆発が起きた飲食店の内部

爆風により物が散乱した商店街の路上

った。 り方、 閉鎖することが出来るようにすべきで も必要に応じて消防隊が緊急遮断弁を 担当者が一人しかいなかったことなど 方、ガス事業者が到着する前であって 消防とガス事業者の連携のあり 通報のあり方、 などということが問題とな 初動対応のあ

号で消防庁長官から当面の措置として 源エネルギー庁との間でも検討を行い、 会」において検討を行うとともに、資 ス漏れ事故に関する警防戦術等調査研 大略以下のような通知がなされた。 これらについて、 和55年11月21日付け消防危第138 及び「ガス漏れ火災対策研究 消防庁では、 「ガ

\$

留していたメタンガス等の可燃性ガス 平成8年3月14日に静岡地裁で「第1 平成10年12月15日に和解が成立して決 これを不服とした原告側が控訴したが、 に着火したもの」との判決が出され、 着している。 次爆発は地下湧水槽において発生し滞

②ガス事故発生時の消防機関やガス事 業者の対応

まったことである。 超えていることを確認しているにもか かわらず、 検知器でもガス濃度が危険なレベルを どがガス臭に気付き、 最初のガス爆発で出動した消防隊員な 事故当時にまず問題になったのは、 2度目の大爆発を招いてし また持参のガス

当初現場に駆けつけたガス事業者の

現場での措置等について「ガス漏れ及 わせ」を作成しておくこと。 び爆発事故の防止対策に関する申し合 急時における初動体制、 消防機関とガス事業者とは、 連絡通報体制

近代消防2000年7月臨時増刊号

を行うこととすること。 則としてガス事業者が行うものとする し合わせに基づき消防機関が供給遮断 特にガス供給の停止については、 緊急やむを得ない場合は事前の申 原

供しておくこと。 らかじめガス事業者から消防機関に提 等を示す図面や必要な用具などを、 関が認める場所の遮断装置の設置状況 また、これに備えて地下街等消防機 あ

ととし、連絡会議などにも参加して連 携強化に努めること。 業者は消防機関に積極的に協力するこ 点検、訓練等についてはガス事

周知徹底を図り、 漏れ等の緊急時の連絡方法等について 実施すること。 特に地下街等の関係者に対 ガス防災訓練なども ١ ガス

③地下街類似施設の規制強化

いうものであった。 の消防庁の見解は、最初から一貫して 道されたが、消防法上の扱いについて のであって「地下街」 建築物の地階が地下道に面している ゴールデン街は当初「地下街」と報 ではない」と

された複数のビルの地階の複数の店舗 の広い開口部が連続的に地下道に面し ゴールデン街は、 再開発事業で建設

強い規制を行う必要性は低い。強い規制を行う必要性は低い。にあたかも「地下街」並のがはたくさんあるが、危しているに過ぎない。そのようなものしているに過ぎない。そのようなものしているに過ぎない。そのような形状とであたかも「地下街」のような形状とてあたかも「地下街」のような形状と

一方、消防法上「地下街」の定義は、一方、消防法上「地下街」の定義は、江存じのとおり「地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたもの(消防法第8条の2第1項)」というものである。このような定義にゴールデン街が該当するかどうかはかなり微妙であり、扱いに苦慮した静岡市消防本部は、その前年にこのゴールデン街について「地下街か否か」というものである。

下街ではない」という見解を示しており、このため、マスコミ等からの問い合わせに対し、消防庁も現地本部も一致して「地下街ではない」と断言した。建築基準法にも「地下街」についての建築基準法にも「地下街」についての建築基準法にも「地下街」についての規定があり、明文の定義はないが、建規定があり、明文の定義はないが、建規定があり、明文の定義はないが、建規定があり、明文の定義はない。と断言した。この時、消防庁では検討の末に「地である」と同様である」と

は、確かに問題ではあった。に見えるため、「これが何故地下街ではないのか」ということが問題となった。で有じのとおり、消防法上「地下街」の規定もかかってくるが、「建築用」の規定もかかってくるが、「建築用」の規定もかかってくるが、「建築用」の規定もかかってくるが、「建築の種の地下施設について消防法上「地下街」としての規制が適用されない。この種の地下施設について消防法上「地下街」としての規制が適用されない。

行うこととなった。 で、準地下街」については、スプリン「準地下街」については、スプリン「準地下街」を で、防炎規制の適用、共同防火管 ともに、防炎規制の適用、共同防火管 表務を課して遡及適用の対象とすると をもに、防炎規制の適用、共同防火管 表務を課して遡及適用の対象とすると をもに、防炎規制の適用、共同防火管 表務を課して遡及適用の対象とすると をもに、防炎規制の適用、共同防火管 表務を課して遡及適用の対象とすると をもに、防炎規制の適用、スプリン

火規制が行われている。これは、ード・ソフト両面にわたって厳しい防地下街については、前述のようにハ④「準地下街」の新・増設の抑制の徹底

ないため、消防隊が内部の情報を把握求めて手を振る人などの情報が得られるさが期待できないことるさが期待できないこと。 外部に開放された開口部がない a 外部に開放された開口部がない

することが難しいこと

部に進入せざるを得ないこと 炎や煙が噴出してくる階段を下りて内 来ないため、消火や救助のためには、 救助のために進入したりすることが出 なはしご車を用いて窓から消火したり、

火上の問題点を有する上、 など、「地階」であることによる防部との無線連絡が困難であること d 地下街に進入した消防隊員と外

りがちであること て、迷路のような形状を示すことにな はながら、不定形かつ無制限に拡大し 建築物の地階や地下鉄の駅などと連結 場の地下に設けられる「地下街」は、 集物の地階」に比べて、道路や駅前広 を 「敷地」という制約がある「建

街の建設は厳に抑制すること、公益上

上極めて不利な場合が多いことする可能性が高いなど、用途的に防火く、かつ利用者には老幼婦女子が混在可燃物の多い洋品店などが混在しやす 性格上、火気を用いる飲食店と

誘導などが適切に行えないこと制が確保されていないと、消火・避難あるため、万一の場合の連絡・協力体とが多いのに、防火上は一体の空間でとが多いのにする。

こりこり、肖方はでら建むととなべである。

わって、防火上極めて問題の多い空間

などの「地下街」特有の問題点も

ド・ソフト両面の規制がかけられてき 施設」と位置づけられて最大限のハー ビル火災(昭和47年5月 死者118 たが、旭川駅地下ステーションデパー も、「地下街」は「防火上最も危険な 輸省、警察庁の4省庁は、昭和48年7 このため、消防庁を始め、建設省、運 要性が改めて指摘されるようになった。 地下街についての安全対策の強化の必 続発などをきっかけに、国会などでも 名)などの多数の死傷者を伴う火災の 駅構内火災(昭和45年11月)などの地 ト火災(昭和44年7月)、地下鉄新宿 て」という事務次官通達を出し、地下 月に共同で「地下街の取り扱いについ 下施設の火災や、大阪市千日デパート このため、消防法でも建築基準法で

(近代消防2000年7月臨時増刊号)

うべきことなどを定めた。

協議会」を設けて十分に連絡調整を行協議会」を、国には「地下街中央連絡道府県や政令指定都市に「地下街連絡の観点から十分な措置を行うこと、都やむを得ず新・増設する場合は防災等

制がオーソライズされることとなった。 基本方針」が定められて、地下街の新 連絡協議会において「地下街に関する 増設に当たって遵守すべき厳しい規 ゴールデン街のガス爆発事故により さらに昭和49年6月には地下街中央

地下街類似施設についても地下街同様 年4月)。 絡協議会では新たにガス保安を所管す となどが判明したため、地下街中央連 抑制することを申し合わせた(昭和56 も地下街と同様にその新・増設を厳に 庁は、いわゆる「準地下街」について またこの時、同協議会を構成する5省 れ対策を追加(昭和56年4月)した。 制とするとともに(昭和55年10月)、 る資源エネルギー庁を加えて5省庁体 爆発対策も安全上極めて重要であるこ の危険性があること、地下施設のガス 「地下街に関する基本方針」にガス漏

⑤地下施設のガス漏れ対策

に述べたように従来から認識され、厳 て問題の大きい施設であることは、 ルデン街のガス爆発事故により、 しい規制の対象となっていたが、ゴー 地下街などの地下施設が防災上極め 既

- スが漏洩すると拡散しにくいこと 爆発が発生した場合に圧力が逃 密閉性の高い空間であるためガ
- げにくいこと 爆発により火災になった場合に

避難が困難なこと 「地下施設」と「ガス」との

> 組み合わせは最悪の結果を引き起こす で不特定多数の者が利用する大規模な 地下街、準地下街、建築物の地階など 年1月の消防法施行令の改正の際に、 ことが改めて認識されることとなった。 設備」の設置を義務づけることとした 施設については、「ガス漏れ火災警報 (消防法施行令第21条の2)。 このため消防庁では、前述の昭和56

である。 かかる「消防用設備等の設置義務の強 動を所管する消防庁も、防火対象物に 事故の被害に鑑み、火災対策や消防活 ってきたが、ゴールデン街のガス爆発 や資源エネルギー庁が中心になって行 策は、ガス保安を所管する通商産業省 化」という形で関わることとなったの 従来ガス漏れ対策やガス爆発事故対

戦後のガス事故と ガス安全対策の 遷とその効果

2

が、消防法でガス漏れ火災警報設備の 果で図りに示すようにガス爆発・火災 として1で述べたような安全対策の強 が利用する大規模な地下施設だけで共 設置を義務づけたのは不特定多数の人 事故が激減した」と言いたいところだ 化に取り組んだ私としては、「その効 同住宅は設置の対象としておらず、ま ゴールデン街のガス爆発事故を契機 いわゆるプロパンガスについても

> 故の激減は消防法令の規制強化のた 規制の範囲外である。とても「ガス事 め」とは言い切れない。

、近代消防2000年7月臨時増刊号)

ガス爆発事故は何故急減したのだろう それでは、ゴールデン街の事故の後

る。そこで、ゴールデン街の爆発事故 効果を眺めてみるのが最も効果的であ ガス事故とガス安全対策の変遷とその みることとしたい。 を大きく3つの時期に分けて概観して ス事故全体について、戦後50年の変遷 から少し離れて、ガス爆発を含めたガ その理由を考えるためには、 戦後の

ガス中毒事故の多発期 (昭和30年

の供給量は急増してきた。 て経済情勢が上向きになるに従い、 給されていたが、戦後の混乱期を過ぎ から東京、大阪などの大都市地域に供 いわゆる「都市ガス」は、明治時代

洩がガス爆発事故にまで至る例は少な 炭素が含まれていたため、何らかの原 かった。 構造も開放的だったためか、ガスの漏 た。一方、ガスのカロリーが低く住宅 因でガスが漏洩すると、建物内の人は たもので、成分の中に相当量の一酸化 一酸化炭素中毒を起こすことが多かっ 当時の都市ガスは石炭から製造され

倍になるという深刻な事態になったが る死者が急増し、3年間で死者数が6 昭和30年代に入ると、ガス中毒によ

> はあげてガスの安全使用キャンペーン 成分中の一酸化炭素の比率を下げる努 和35年から一酸化炭素変成装置により などのガス中毒対策に取り組んだ。昭 相次いだこともあって、「ガス漏れと 険性がある有毒なガスを各家庭に供給 成功したが、漏洩すれば中毒事故の危 急激に減少した(表1上及び図2)。 賽事故は急増したのと同様のペースで 力をしたことなども功を奏し、ガス中 わけではなく、ガス中毒による自殺が しているという実態が大きく変わった 加に伴う中毒事故の急増への対応には 言えば中毒」という状況は昭和40年代 (**表1下)、事態を重視したガス業界** このように、ガス消費先の急速な増

② LPガスの登場と都市ガスの天然 ガス転換(昭和40年代~昭和50年代

まで続くことになる。

ら石油へと日本の主要なエネルギー源 ガスは、都市ガスが供給されていない 関する法律」が制定される。液化石油 が急激に転換されることになったが、 これに伴い、液化石油ガスによる事故 油ガスの保安の確保と取引の適正化に として登場し、昭和42年には「液化石 その影響もあって液化プロパンガス して急速に普及していくが(図3)、 家庭用の調理、暖房、風呂用の燃料と 地域において、扱いやすくクリーンな (LPG) が、家庭用のエネルギー源 昭和30年代の後半になると、石炭か

表1 ガス中毒事故件数と死者数の変化(日本都市ガス産業史より作成)

	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和38年	昭和39年
中毒事故件数(件)	70	138	149	65	59
中毒死者数(人)	40	89	231	63	56

図2 ガス中毒事故件数の推移(出典「ガス事業便覧」(出日本ガス協会)

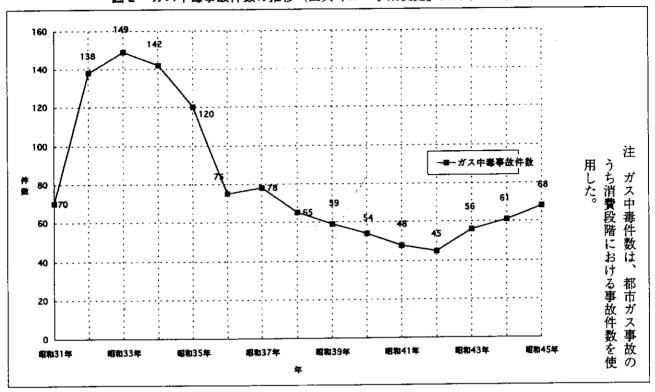
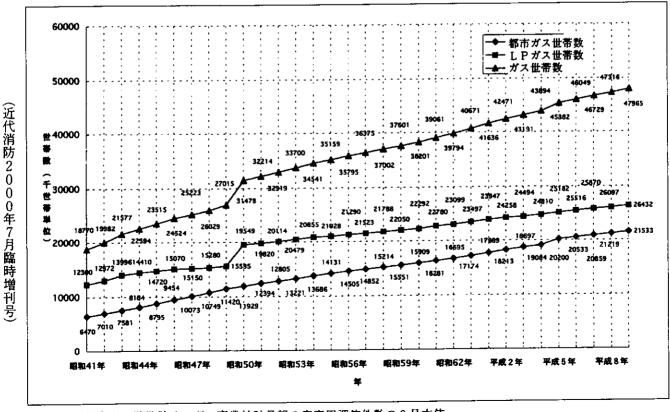


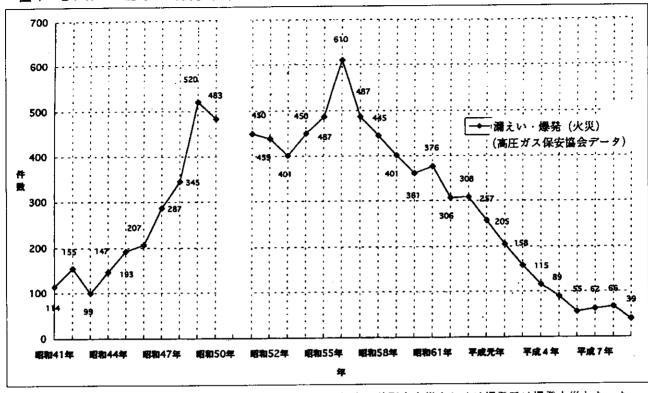
図3 ガス世帯数の推移(出典「未来をひらくLPガス」日本LPガス協会30年史)



注1 都市ガス世帯数は、ガス事業統計月報の家庭用調停件数の9月末値。

注 2 LPガス世帯数は、昭和50年以降は保安共済事業団の家庭業務用付保件数(各年9月末現在)で、昭和41 年~49年は推定。

LPガスの漏えい・爆発(火災)事故件数の推移(出典「高圧ガス保安総覧」高圧ガス保安協会) 図 4



昭和51年以降の「漏えい・爆発(火災)」は、ガス漏えい後引火火災もしくは爆発又は爆発火災となった 注1 事故をいう。

昭和41年~昭和50年までの「漏えい・爆発(火災)」は、ガス漏えい後引火火災もしくは爆発又は爆発火 注2 災となった事故にガス漏えいのみの事故件数等を含む事故をいう。

りも軽いためプロパンガスに比べれば や短時間に大量のガスを消費する燃焼 拡散しやすいが、住宅の気密性の向上 酸化炭素のような毒性がなく空気よ 天然ガスの主成分はメタンガスで、

っきになり、

ガス事業者等は、

その対

庁もこれらの事故の防止策の作成にや

通商産業省や資源エネルギー

員会の検討に参加した覚えがある。

と徐々に供給するガスを転換していく

石炭を原料とするガスから天然ガスへ

ことになる。

影響を受け、

昭和40年代の後半から、

重いために滞留しやすいという性質が は中毒事故にはならないが、 密性の高い住宅が増えてきた時期であ ンやアルミサッシの普及などにより気 ょうど鉄筋コンクリート造のマンショ あること、 毒性がないためガスが漏洩しただけで ことになった (図4左) 合の窒息事故や爆発事故などが増える 普及するに従って、ガスが漏洩した場 ったことなどのため、液化石油ガスが 熱量が高いこと、 • 当時はち 空気より

ことになった。

る一酸化炭素中毒事故などは急増する

いく一方、ガス爆発や不完全燃焼によ

然ガス転換の進展に伴い、ガスの漏洩 でより顕著であったことなどから、天 ス供給地域に比べて都市ガス供給地域

による一酸化炭素中毒事故が減少して

たが、

昭和40年代の半ばからゴールデ

ン街のガス爆発事故のあった昭和50年

代の半ばくらいまで、

共同住宅のガス

爆発事故が相次いだ時期があったので

故」のニュースはあまり聞かなくなっ

最近でこそ「共同住宅のガス爆発事

を室内に排出する小型瞬間湯沸器など を確保せずに使用したりして不完全燃 がマンションなどの機密性の高い住宅 焼が生じ、 気密性の高い住宅に住んだ経験が浅い に設置されるようになったが、 人も多く、 空気を大量に使用して燃焼し、 生活水準の向上に伴い、 一酸化炭素中毒に至る事故 この種の機器を十分な換気 当初は 排気 室内

も増加してきた。 一方、都市ガスもエネルギー転換の

> 団地」のガス爆発事故 ある (表2)。 が大きかったことから社会的に大きな 和50年11月 ろ台レジデンス」のガス爆発事故 死者2名)と八王子市の「秀和めじ 特に福岡市の日本住宅公団 死者2名) (昭和48年11月 は、 その被害 「日の里 (昭

問題になり、 られており、 産の工業化を推進する仕事をしていた HPC工法というプレファブ工法で造 た。後者については、 調査委員会を設けてその対策を検討し した可能性もあるとして、 現場を調査したり、 そのことが被害を大きく 建設省では専門家による 当該共同住宅が その調査委 当時住宅生

器具の普及などの状況は、

液化石油ガ

近代消防2000年7月臨時増刊号

も急増することになった。

プロパンガスは一酸化炭素のような

昭和40年代後半の主なマンションガス爆発事故(中高層共同住宅設計の安全性見直し委員会報告書より)

発生年月日	事故建物概要	ガスの種類	被害	事故の状況
S 47. 3. 18	大阪市 Nコーポ RC14階建て	都市ガス (石炭ガス、水成ガ ス)	死者 2名 (ガス中毒) 負傷 3名 メゾネット1戸(2層分) 焼損	ガスレンジのコックを誤って 開放状態のまま放置し、充満 したガスが何らかの火源によ り引火
S 47. 12	S社宅 PC造3階建て	L P ガス	死者 2名 重傷 4名 軽傷 数名	全開状態の元栓のホースが緩み、ガスが充満した状況で冷 蔵庫のスイッチの火花により 引火
S 48. 11. 15	福岡県 公団日の里団地 RC5階建て	LPガス	死者 2名 重傷 3名 軽傷 12名 発生住戸と上階住戸及び 対向住戸が全焼	自殺のためガスコックを開放して放置したためガスが充満し、自殺を断念して閉栓後、たばこに火をつけようとして着火発生住戸でなく、対向住戸で2名が死亡した
S 48. 11. 26	愛媛県松山市 Mマンション RC5階建て	LPガス	重傷 3名 軽傷 16名 発生住戸と上階住戸が全 焼	勘違いによる元栓の開放によりガスが漏洩し、電気スイッチの火花により着火
S 48. 12. 11	東京都練馬区 Iマンション RC3階建て	LPガス	死者 4名 重傷 1名 発生住戸と両隣の住戸が 全焼	元栓の締め忘れによりガスが 充満し、電気ごたつの火が引 火
S 48. 12. 29	東京都小平市 B社社員寮 RC5階建て	LPガス	死者 3名 発生住戸と上階住戸が焼 損	勘違いによる元栓の開放によりガスが漏洩し、電気スイッチの火花により着火
S 49. 1. 13	静岡市Sハイツ RC5階建て	都市ガス	発生居室が 焼損	自殺を図って湯沸かし器の予 備コックを開放したためガス が充満し、冷蔵庫のスイッチ の火花により引火
S 50. 11. 23	東京都八王子市秀和 めじろ台 レジデンス HPC11階建て	都市ガス	死者 2名 負傷者 19名 発生住戸とその上下階の 住戸が全焼、また隣戸及 び上階にも延焼	勘違いにより、ゴムホースを 抜いた方のカランを開放した まま放置したためガスが充満 し、何らかの火源により引火 発生住戸でなく、上階でC 〇中毒などにより2名死亡

(近代消防2000年7月臨時増刊号)

(ガス事故対策の法制化)

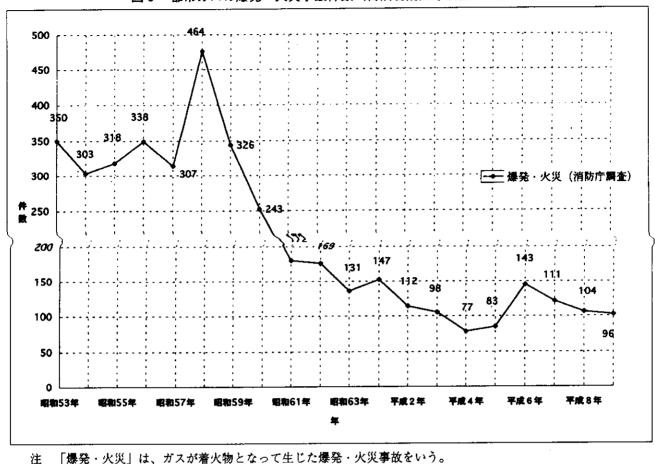
すことになり、 ガス爆発事故を契機としてガス漏れ・ してガス漏れ火災警報設備の設置義務 爆発事故の安全対策に消防庁も乗り出 1で述べたように、ゴールデン街の 「大規模地下施設に対

省ではガス配管や換気設備などの建築 踏み切れず、いずれも「設置指導」な によって進める」というところまでは 進めてきたが、「ガス安全対策を規制 通商産業省や資源エネルギー庁はガス ょうどそんな時期に発生したのである。 どの「お勧め」の域を出なかった。 策の問題として調査研究や技術開発を 事業者等に課すガス漏れ・ガス爆発対 基準の問題として検討を行い、一方、 事故の続発という事態を受けて、建設 このように、共同住宅等のガス爆発 ゴールデン街のガス爆発事故は、 ガス事故の急減(昭和50年代半ば

ユーズアダプター」、ガスが漏洩した 遮断される「ヒューズコック」や「ヒ 管」、ガスホースがはずれるとガスが ホース」や「金属管」・「金属可とう れて火が消えることを防ぐ「強化ガス 速継ぎ手」、ゴムのガスホースがつぶ 策に全力を傾けることとなった。 が次々に開発され、順次消費先に設置 のを検知する「ガス漏れ警報器」など てガスホースが抜けることを防ぐ「迅 ガス爆発事故事例の分析から、

された。

都市ガスの爆発・火災事故件数(自治省消防庁調査)の推移 図 5



「爆発・火災」は、ガスが着火物となって生じた爆発・火災事故をいう。

昭和56年に施行令が改正され、 務づけなどが行われた。 さらに建築基準法関係でも、 3階以

が)、これまで相次ぐ共同住宅のガス け大きかったということかも知れない うより、 このような消防庁の対応を見て(とい を課す」という規制強化が行われた。 も、ついに法令による安全対策の義務 ては慎重であった通商産業省や建設省 爆発事故にも安全対策の法制化につい づけに踏み切ることになり、 整備が一気に進むこととなった。 ゴールデン街の被害がそれだ 法制上の

規則の 改正されて(昭和56年)、 ともに(同規則第108条)、 の地下街や地下室に義務づけられると ム管」、「金属管」、「金属可とう管」 及が積極的に行われることとなった。 業者を通じ、 に対してもこれに準じた安全対策の普 「強化ガスホース」の使用などが特定 都市ガス関係では、ガス事業法施行 「消費機器の技術上の基準」が の設置や「迅速継手付きゴ マンション等の一般家庭 「ガス漏れ ガス事

(マイコンメーター)

則第4条の「消費設備の技術上の基準 器との接続方法の改善や、 同住宅等については、ガス栓と燃焼機 が改正されて、 と取引の適正化に関する法律」施行規 時期に、 ガス漏れ警報器の検知範囲内設置の義 定多数の者や弱者を収容する施設、 また、 液化石油ガスについても、 一液化石油ガスの保安の確保 地下室等のほか、 燃焼機器の 不特 同

> <u>2</u> ° けられた ずれかの安全対策を行うことが義務づ 属管や強化ガスホース等を用いて行う を設置するか、ガス器具への接続を金 管設備等について、 上の共同住宅の住戸に設けるガスの配 過流出防止装置を設置するかのい (同施行令第129条の2の ガス漏れ警報設備

(近代消防2000年7月臨時増刊号)

たのである。 策まで含めてこの時期に一斉に改正さ っかけとして、共同住宅のガス爆発対 ン街のガス爆発事故を直接、 4省庁の4つの法令が、このゴールデ 安全対策が一気に普及することになっ れ、それまでに開発されていた各種の このように、 ガスの安全対策を担う 間接のき

難しかった。 洩させる「ガス自殺」だけは防ぐのが が、上記の対策でも、 その効果は統計上も早速表れてきた 故意にガスを漏

故が多発したこともあって、 臭いであり、 性がないが、 がつけられている。このガス自体は毒 のガスが混ぜられていわゆる「ガス臭 の漏洩に気付きやすくするため、 しようとして、 った。このため、ガス中毒により自殺 くの間は、 いガスが供給されるようになっても暫 てガスを漏洩させる人が後を絶たなか 液化石油ガスや都市ガスには、 ガス中毒による自殺を図 昭和30年代にガス中毒事 いかにも毒性が強そうな 結局近隣住戸を巻き込 毒性のな ガス

同じく

自殺のためにガスを漏洩させても

う例も多く、ガス爆発対策にとって、 課題であった。 故意にする事故を防ぐことは残された んだガス爆発事故を引き起こしてしま

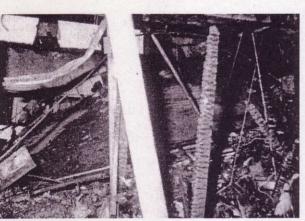
間続いたりした場合にはガスを遮断す を流すが、このパターンをはずれた使 るなどの機能を備えたガスメーターで い方をしたり、 常のガスの使用パターンを記憶し、そ になったものであるが、一般家庭の通 58年頃から一般家庭に設置されるよう このガスメーターが設置されていれ パターンの範囲内の使い方ならガス である。 そこに登場したのがマイコンメータ マイコンメーターは、 微量のガス漏洩が長時 昭和

た外壁 福岡県・公団日の里 (延焼し

> 漏れ警報器と組み合わせて緊急時にガ スを遮断することも出来るため、ガス 途中で遮断されるほか、感震器やガス 自殺対策、地震対策なども含めた究極 ガス事故対策となりうるのである。

[不完全燃焼防止対策]

だ機器が開発されて普及するとともに、 気設備なども適切に設計され、使用さ 気を取り入れて燃焼ガス室外に排出す 頃から不完全燃焼防止装置を組み込ん れるようになったことなどもあって、 気密性の高い住宅等における換気、排 る大型の燃焼器具が使われるようにな 生活水準がさらに向上して、室外の空 酸化炭素中毒についても、 また、ガス器具の不完全燃焼による 燃焼機器の性能が上がったこと、 昭和58年



東京都・秀和めじろ台レジデンスガス爆発 (室内)

終 わ 4)

ともに眺めてきた。 後のガス事故と安全対策の推移などと れた安全対策及びその効果などを、 街のガス爆発事故とそれを契機に取ら 以上のように、静岡駅前ゴールデン 戦

くことは、 こうして振り返ってみて改めて気づ

するようになることがあること 活様式などを背景として、事故が多発 ②その原因を究明して的確な安全対 ①ある時代の社会・経済・技術 生生

として取り組むことが必要であること 時には「規制」という形で行政が断固 な取り組み(自主保安)だけでなく、 策を行えば結果は必ずついてくること ということである。 ③安全対策の実施のためには自発的

の防止」などという点から見ても、 ントロールのし易い家庭用のエネルギ ガスは、利便性だけでなく「火災発生 <u>_</u>

りることになった。 ガス事故対策のターゲットの座から降 源」として画期的なものである。戦前

ているのである。 も4分の1以下 1以下(図4右)、都市ガスについて 石油ガスについてはピーク時の10分の 減少し、ガス爆発又は漏洩ガスに着火 した火災の件数についてみると、液化 クとなったガス事故は、以後急速に こうして、昭和50年代の半ば (図5)となるに至っ 頃にピ

が仮に現在も使われていたと考えれば 気にも漏電火災などの欠点がある。 あまり賢明なこととは言えないし、 スを一度電気エネルギーに変えてから などのことを考えれば、 政策課題に上ったことがある。 共同住宅でガス爆発事故が頻発した時 や中毒事故などの危険性があるため、 何倍もの件数になっていたに違いない 火災も一酸化炭素中毒なども、 に多く使われていた薪や炭や石炭など 火災は火災原因の1位~3位までに入 際、日本以外のほとんどの国で、 「全電化マンションへの転換」 しかし、エネルギー効率や地球環境 共同住宅におけるガス使用の禁止」 それでも、電気に比べればガス爆発 暖房、給湯などに使用するのは 石油や天然ガ 現在の 電気

るのが先決であろう。 を最大限に引き出してやることを考え それぞれの持つ欠点を出来るだけカバ っているのである(日本は6位)。 するとともに、 それよりも、技術的な対応によって お互いの持つ優位性

て電気の方が、安く、技術的にも容易 歴史を振り返って、 かろうか。様々なガス事故を押さえ込 うことに過ぎないと考えるべきではな に安全対策を取ることが出来る」とい んできた戦後50年間のガス安全対策の 「日本人の常識」は、 「ガスに比べて電気なら安全」とい 改めてそう思う。 「ガスに比べ

近代消防2000年7月臨時増刊号